

資 料 目 次

No.	資 料	頁
1	鳥取県最低賃金の改正決定について(答申)に対する異議申出(写)	1
2	鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿	3
3	鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿	5
4	厚生労働省プレスリリース 全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました	7

2023年8月18日

鳥取労働局

局長 平川 雅浩 様

鳥取県労働組合総連合

議長 田中 暁

鳥取県最低賃金の改正決定について(答申)に対する異議申出

日頃より、労働者の暮らし、安全・安心の職場づくりにご尽力いただき、心より敬意を表します。

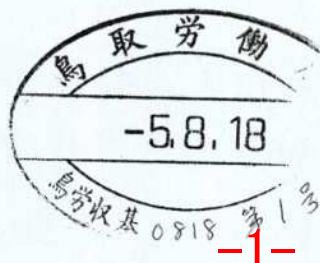
この度、鳥取地方最低賃金審議会は最低賃金改正にあたり、46円引き上げ、900円を答申されました。これは労働者・労働組合の要求と運動を一定反映したものとして評価します。しかし、この間、鳥取県労働組合総連合（略称：鳥取県労連）が求めてきた、低賃金労働者のくらし改善や地方経済の活性化にはほど遠い金額と言わざるを得ません。

日本の雇用労働者の4割は非正規雇用で、最低賃金はそうした立場の弱い労働者の暮らしを下支えする基盤でもあります。今年は、物価の上昇が止まらず、物価高騰が暮らしを直撃しており、主たる生計者が非正規雇用であるという事態が普通に存在するもとは、暮らしはさらに厳しい状況となっています。

今年度は、地域間格差を是正するとしてランク制が改変されたなかでの審議となりました。今回の最賃額改正により、東京都との差は213円、隣接する県では、兵庫県101円、岡山県32円と昨年に比して差は小さくなったものの、島根県とは逆に4円の差が生じてしまいました。

この間、鳥取県労連と全国労働組合総連合中国ブロック協議会は、貴職に対し「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制実現を求める要請」をし、鳥取地方最低賃金審議会に対しても、今年の最低賃金審議にあたり意見書を提出し、積極的な引き上げと地域間格差の解消を求めてきました。しかし、今回の答申額は、私たちが求めてきた引き上げ額には不十分な水準にとどまっていると言わざるを得ません。

よって、「鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する公示」に対し、改めてこの度の答申額を大幅に改善されるとともに、金額決定にあたっては、憲法25条に定める「健康で文化的な生活を営む権利」を具現する最低賃金制度の役割について再考のうえ、決定されるよう求めます。



鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会委員名簿

令和5年8月25日

区分	氏名	職名
公益代表	石川 真澄	公立鳥取環境大学 副学長補佐
	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部 准教授
	中野 聡	特定社会保険労務士
労働者代表	河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長
	内藤 陽介	オムロンスイッチアンドデバイス労働組合 執行委員長
	森本 哲司	LIMNO労働組合 執行委員長
使用者代表	田中 利明	気高電機（株） 総務部長
	谷口 浩章	（株）フジ電機 代表取締役
	西本 行克	（一社）鳥取県経営者協会 専務理事

鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会委員名簿

令和5年8月25日

区分	氏名	職名
公益代表	植木 洋	鳥取短期大学生生活学科 准教授
	佐藤 匡	国立大学法人鳥取大学地域学部 准教授
	道前 緑	鳥取短期大学生生活学科 教授
労働者代表	河村 正之	日本労働組合総連合会鳥取県連合会 副事務局長
	北畑 仁史	UAゼンセン鳥取県支部 支部長
	松岡 夏彦	全天満屋労働組合米子天満屋支部 執行委員長
使用者代表	福島 政文	(株) 米子高島屋 総務部長
	寺尾 誠	(株) 米子しんまち天満屋 サポートTM部長
	西本 行克	(一社) 鳥取県経営者協会 専務理事

報道関係者 各位

令和5年8月18日

【照会先】

労働基準局賃金課

課 長 篠崎 拓也

主任中央賃金指導官 友住 弘一郎

副主任中央賃金指導官 川辺 博之

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5546)

(直通電話) 03 (3502) 6758

全ての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から43円引上げの1,004円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和5年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月28日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議して答申した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

【令和5年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・47都道府県で、39円～47円の引上げ（引上げ額が47円は2県、46円は2県、45円は4県、44円は5県、43円は2県、42円は4県、41円は10都府県、40円は17道府県、39円は1県）
- ・改定額の全国加重平均額は1,004円（昨年度961円）※
※昨年度との差額43円には、全国加重平均額の算定に用いる労働者数の更新による影響分（1円）が含まれている（別紙の※3参照）
- ・全国加重平均額43円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
- ・最高額（1,113円）に対する最低額（893円）の比率は、80.2%（昨年度は79.6%。なお、この比率は9年連続の改善）

(別紙) 令和5年度 地域別最低賃金額答申状況

(参考) 地域別最低賃金の改正手続の流れ

令和5年度 地域別最低賃金 答申状況

(別紙)

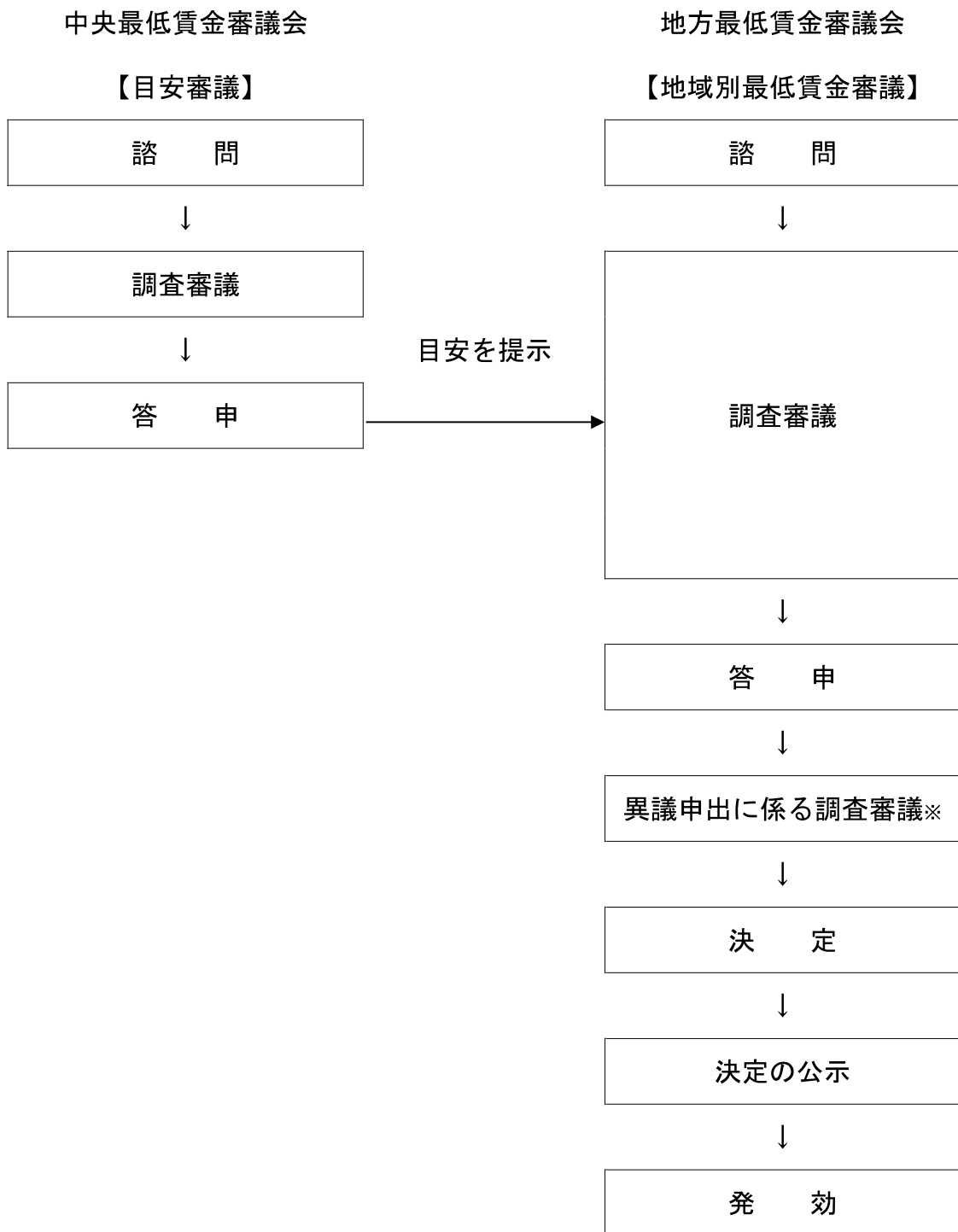
都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	B	40	960 (920)	40		2023年 10月1日
青森	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月7日
岩手	C	39	893 (854)	39		2023年 10月4日
宮城	B	40	923 (883)	40		2023年 10月1日
秋田	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月1日
山形	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月14日
福島	B	40	900 (858)	42	+2	2023年 10月1日
茨城	B	40	953 (911)	42	+2	2023年 10月1日
栃木	B	40	954 (913)	41	+1	2023年 10月1日
群馬	B	40	935 (895)	40		2023年 10月5日
埼玉	A	41	1028 (987)	41		2023年 10月1日
千葉	A	41	1026 (984)	42	+1	2023年 10月1日
東京	A	41	1113 (1072)	41		2023年 10月1日
神奈川	A	41	1112 (1071)	41		2023年 10月1日
新潟	B	40	931 (890)	41	+1	2023年 10月1日
富山	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
石川	B	40	933 (891)	42	+2	2023年 10月4日
福井	B	40	931 (888)	43	+3	2023年 10月1日
山梨	B	40	938 (898)	40		2023年 10月1日
長野	B	40	948 (908)	40		2023年 10月1日
岐阜	B	40	950 (910)	40		2023年 10月1日
静岡	B	40	984 (944)	40		2023年 10月1日
愛知	A	41	1027 (986)	41		2023年 10月1日
三重	B	40	973 (933)	40		2023年 10月1日
滋賀	B	40	967 (927)	40		2023年 10月1日
京都	B	40	1008 (968)	40		2023年 10月6日
大阪	A	41	1064 (1023)	41		2023年 10月1日
兵庫	B	40	1001 (960)	41	+1	2023年 10月1日
奈良	B	40	936 (896)	40		2023年 10月1日
和歌山	B	40	929 (889)	40		2023年 10月1日
鳥取	C	39	900 (854)	46	+7	2023年 10月5日
島根	B	40	904 (857)	47	+7	2023年 10月6日
岡山	B	40	932 (892)	40		2023年 10月1日
広島	B	40	970 (930)	40		2023年 10月1日
山口	B	40	928 (888)	40		2023年 10月1日
徳島	B	40	896 (855)	41	+1	2023年 10月1日
香川	B	40	918 (878)	40		2023年 10月1日
愛媛	B	40	897 (853)	44	+4	2023年 10月6日
高知	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月8日
福岡	B	40	941 (900)	41	+1	2023年 10月6日
佐賀	C	39	900 (853)	47	+8	2023年 10月14日
長崎	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月13日
熊本	C	39	898 (853)	45	+6	2023年 10月8日
大分	C	39	899 (854)	45	+6	2023年 10月6日
宮崎	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
鹿児島	C	39	897 (853)	44	+5	2023年 10月6日
沖縄	C	39	896 (853)	43	+4	2023年 10月8日
全国加重平均			1004 (961)	43		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

※3 経済センサス(旧:事業所・企業統計調査)等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分(1円)が含まれている

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催

